

はじめに

平成20年度は、気候変動枠組み条約に基づく京都議定書の第一約束期間(2008年～2012年)開始の年で、北海道洞爺湖サミットにおいて、2050年までに世界全体の温室効果ガス排出量の少なくとも50%の削減を達成するという目標が共有されました。

また、国の新型インフルエンザ行動計画が3年ぶりに改定されるとともに、新型インフルエンザ対策ガイドラインが示されるなど、世界的流行に備えて対策が練られた年であり、さらに、国の医療制度改革に伴う「特定健診・特定保健指導」がスタートいたしました。

このような中で、当センターが取り組んだ業務や研究内容を、平成20年度版年報としてとりまとめました。皆様には是非目を通していただきますようお願いいたします。

また、関係各位におかれましては、当センターの運営に当たりまして多大な御支援をいただいておりますことに改めて感謝申し上げます。

当センターは、平成13年度に開設して以来8年が経過いたしました。この間、社会状況の変動は目を見張るものがあり、環境分野では特に「地球温暖化問題」に対する世界的な関心が著しく高まってきたことが上げられます。

本県におきましても、より幅広く効果的なCO₂削減の取組が求められているところであり、当センターでは、毎年度の二酸化炭素排出量推計等の業務を担っておりますが、今年度からは地球温暖化の影響の指標生物と考えられるヒトスジシマカの分布状況に関する国立感染症研究所との共同研究を立ち上げました。今後とも温暖化対策に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

一方、保健の分野におきましては、「新型インフルエンザ」が、予測とは異なる形ではありましたが、本年またたく間に世界中に拡がり我が国においても全国的な大流行となり、本県でも適切な感染拡大防止対策に社会全体で取り組んでいるところであります。

新型インフルエンザ対策を進めるなかでの確かな病原体検査や疫学調査の重要性が再認識されたところであり、当センターの果たす役割や存在意義も改めて注目されることになったところです。

当センターは、今年度の業務方針に「県民生活の安全・安心を目指して～確かな技術で環境と健康をサポートします～」というキャッチフレーズを掲げました。現状をしっかりと見つめながら、積極的に自己研鑽に励み、センター設立当初からの基本スタンスである環境・保健施策を推進するための科学的な拠点として一層の貢献をして参りたいと考えております。

皆様方の引き続きの御指導をよろしくお願い申し上げますとともに、本年報あるいは当センターの業務や研究に関しまして御意見や御要望をお寄せいただければ幸いです。

平成21年12月

岩手県環境保健研究センター

所長 滝川 義明